



法学部准教授 植村 新

祭りと弔い

朝焼け小焼けた
大漁だ
大羽鰯の
大漁だ。
浜はまつりの
やうだけど
海のなかでは
何万の
鰯のとむらひ
するだらう。

詩人金子みすゞによる
「大漁」という詩です。
金子みすゞは、「みんな
ちがつてみんないい」
〔わたしと小鳥とすず
と〕や「星のお星は目
に見えぬ。見えぬけれど
もあるんだよ、見えぬも
のでもあるんだよ」〔星
とたんぼぼ〕といった
作品でも有名ですので、
ご存知の方も多いでしょ
う。冒頭の詩では、朝日
が輝き始める浜辺で大漁
を賑やかに祝う人たち
と、犠牲になった家族や

仲間の霊を青く深い海の
中で静かに弔う鰯たちと
が対比されています。以
下では、この短い詩を参
考にしながら、私の専門
である労働法について考
えたいと思います。
労働法の存在意義
労働者は様々な理由か
ら交渉力で使用者に劣る
ため、自由な交渉のまま
では不利な労働契約しか
締結できません。たとえ
ば、労働法がまだ存在し
なかつた時代の紡績工場
では、工場の稼働効率を
最大化するために「1日
14時間労働、休憩・休日
なし」という超長時間労働
が横行し、過労から死
者が続出するという惨状
でした(細井和喜蔵「女
工哀史」(岩波書店、1
954年)128頁以下)。
労働法はこうした不正
を防止するための法分野
です。たとえば、現在の
労働基準法は1日8時

間、1週間40時間を超え
る労働を原則禁止し、労働
者への毎週1日以上
の休日の付与を使用者に義務
づけています。こうし
て、ともすれば経済的な
利益の追求が最優先とな
りがちな企業経営に歯止
めをかけ、労働者の生存
や尊厳を確保することに
こそ、労働法の真価があ
るといえるでしょう。
私たちの暮らしと労働法
しかし、近年の労働を
めぐる法政策や雇用の状
況を見ると、こうした労働
法の視点が置き去りに
されているのではないかと
思われる場面に出くわ
します。

たとえば、昨年12月に
改正された出入国管理及
び難民認定法は、外国人
の新しい在留資格として
「特定技能」を創設しま
した。法案資料によれば
改正の理由は「人材を確
保することが困難な状況
にある産業上の分野に属
する技能を有する外国人
の受入れを図る」ことに
あり、2020年の東京
オリンピック・パラリン
ピック開催に伴って労働
力不足に陥る建設業がこ
の「産業」の1つです。
しかし、法案提出からわ
ずか1ヶ月あまりで成立
したこの法律は、問題の
多い外国人技能実習制度
(上述の「女工哀史」と
何ら変わらない劣悪な就
労実態が多数報告されて
います)での就労を促進
する構造となつていま
す。同制度の問題を十分
に解決しないまま行われ
た今回の改正には、オリ
ンピック等の成功を外国
人労働者の保護に優先さ
せた拙速な改正である
という批判が強いところ
です。

また、働き方改革の一
環として昨年6月に労働
基準法が改正されたこと
で、今年の4月1日から
月45時間・年360時間を超
える時間外労働は原則違
法となりました。もっと
も、運輸業等については
2024年3月31日まで
この規制の適用が猶予さ
れ、それ以降も基準を緩
和したかたちでの適用が
予定されています。しか
し、平成30年版過労死等
防止対策白書によれば、
運輸業で「過労死ライン」
を超えて働く労働者の割
合は全業種中トップの
17.7%で、長時間労働
が特に深刻です。「コン
ビニで弁当を買ったり、
スーパーで野菜を買った
りする私たちの経済活動
は、……長時間労働や過
労死といった他者の犠牲
のうえに成り立ってい
る」(首藤若菜「物流危
機は終わらない―暮ら
しを支える労働のゆく
え」(岩波書店、201
8年)25頁)のであり、
今回の改正はそれを部分
的にではあれ容認するも
のともいえるのです。

職場でのハラスメント
も深刻です。労働局等に
寄せられる年間約25万件
の相談のうち「いじめ・
嫌がらせ」に関するもの
は23.6%で、2位以下
を大きく引き離して1位
となっております(厚生労働省「平成29年度個別労働
紛争解決制度の施行状
況」)。その背景として企
業間競争の激化や成果主
義、非正規労働者の増加
等が指摘されますが、根
底には企業の利益や上司
の成果を労働者の尊厳に
優先させる発想があるで
しょう。厚生労働省に設
置された「職場のいじめ・
嫌がらせ問題に関する円
卓会議ワーキング・グ
ループ」の報告書は、そ
の末尾でこうした発想の
問題性を厳しく糾弾して
います。すなわち、「全
ての社員が家に帰れば自
慢の娘であり、息子であ
り、尊敬されるべきお父
さんであり、お母さんだ。
そんな人々を職場のハ
ラスメントなんかでうつ
に至らしめたり苦しめたり
していいわけがないだ
ろう」と。

経済的利益と個人の尊厳
以上、経済的利益が労働
者の生存や尊厳に優先
されていると思われる事
例を見てきました。もち
ろん、経済的利益の追求
それ自体は悪いことでは
なく、それどころか社会
が存続し人々が幸福に暮
らしていくために不可欠
とさえいえます。しかし、
他者を対等な人格として
尊重せず、個人の尊厳を
否定するところに健全で
豊かな社会が存在しえな
いこともまた明らかで
しょう。

自分が日常生活で快適
さや便り、楽しさを享
受している背景に、それ
らを支える労働者やその
家族の累々たる犠牲が厳
然として存在することに
無自覚ではないか。大漁
という成果に目を奪われ
るあまり、何万もの鰯が
その犠牲となり、浜から
は見えない海の中でその
犠牲を嘆き悲しむ多くの
家族や友人がいることを
忘れてはいないか。折に
触れて考えてみてください
。そして、この問題を
考えるきっかけとして、
労働法の講義を受講して
いただければ幸いです
(最後に宣伝でした)。

「思いやり」と聞いて
多くの人は良い言葉と無
批判に思うだろう。しか
し、著者は、「思いやり」が自
分本位、エゴイズムの変形
と指摘する。たとえば、他
人の痛みを理解しようと
する思いやりは「自己の
痛みの拡大形態」として他
人の痛みをわかって」とい
う。図式になりやすいとい
う。多くの場合、「思いやり」
はそういう自分発信のもの
である。他人は自分の延長

線上に在るわけではなく、
自分とは異質な存在であ
る。そのため、自分にと
つての「思いやり」が他人
にとっては、「いやがらせ」
に思えることだってある。
このことを「思いやりの暴
力」と著者はいう。この指
摘を聞くと、なにか背筋に
水をあてられたようにひや
りとする。私自身も他人
に対して思いやりをもって
接しているとき、自分本位
の心がどこかにあるかもし
れないと心臓の鼓動が激し
くなった。そうすると、著
者は本来なら目を背けた
くなるような人間の醜い部
分にあえて焦点をあてて
論じていることになる。そ
の厳しい指摘は、一見物事
を二ヒリズムに捉えてすべ
てを突き放したように感

じられるが、人間の本性に
目を向けたものといえるで
あろう。「思いやり」が纏
っている「いいこと」とい
うレッテルを解体し、その本
質を認識すべきことが大
切なのである。
本書は、胸を打つような
良い言葉や美談を紹介す
るものではない。むしろ、
日々の生活の様々なこと
について一歩踏みとどまっ
てより深く考えることができ
る一冊だろう。
実は浄土真宗の開祖で
ある親鸞聖人は人間の本
質を深く見つけた人物であ
り、人間の本性に自己中
心性を見ている。どうやら
本書の主張と親鸞聖人の
人間観には共通するものが
あるように感じられる。
(野村 淳爾)

「大漁」という詩です。
金子みすゞは、「みんな
ちがつてみんないい」
〔わたしと小鳥とすず
と〕や「星のお星は目
に見えぬ。見えぬけれど
もあるんだよ、見えぬも
のでもあるんだよ」〔星
とたんぼぼ〕といった
作品でも有名ですので、
ご存知の方も多いでしょ
う。冒頭の詩では、朝日
が輝き始める浜辺で大漁
を賑やかに祝う人たち
と、犠牲になった家族や

仲間の霊を青く深い海の
中で静かに弔う鰯たちと
が対比されています。以
下では、この短い詩を参
考にしながら、私の専門
である労働法について考
えたいと思います。
労働法の存在意義
労働者は様々な理由か
ら交渉力で使用者に劣る
ため、自由な交渉のまま
では不利な労働契約しか
締結できません。たとえ
ば、労働法がまだ存在し
なかつた時代の紡績工場
では、工場の稼働効率を
最大化するために「1日
14時間労働、休憩・休日
なし」という超長時間労働
が横行し、過労から死
者が続出するという惨状
でした(細井和喜蔵「女
工哀史」(岩波書店、1
954年)128頁以下)。
労働法はこうした不正
を防止するための法分野
です。たとえば、現在の
労働基準法は1日8時

間、1週間40時間を超え
る労働を原則禁止し、労働
者への毎週1日以上
の休日の付与を使用者に義務
づけています。こうし
て、ともすれば経済的な
利益の追求が最優先とな
りがちな企業経営に歯止
めをかけ、労働者の生存
や尊厳を確保することに
こそ、労働法の真価があ
るといえるでしょう。
私たちの暮らしと労働法
しかし、近年の労働を
めぐる法政策や雇用の状
況を見ると、こうした労働
法の視点が置き去りに
されているのではないかと
思われる場面に出くわ
します。

たとえば、昨年12月に
改正された出入国管理及
び難民認定法は、外国人
の新しい在留資格として
「特定技能」を創設しま
した。法案資料によれば
改正の理由は「人材を確
保することが困難な状況
にある産業上の分野に属
する技能を有する外国人
の受入れを図る」ことに
あり、2020年の東京
オリンピック・パラリン
ピック開催に伴って労働
力不足に陥る建設業がこ
の「産業」の1つです。
しかし、法案提出からわ
ずか1ヶ月あまりで成立
したこの法律は、問題の
多い外国人技能実習制度
(上述の「女工哀史」と
何ら変わらない劣悪な就
労実態が多数報告されて
います)での就労を促進
する構造となつていま
す。同制度の問題を十分
に解決しないまま行われ
た今回の改正には、オリ
ンピック等の成功を外国
人労働者の保護に優先さ
せた拙速な改正である
という批判が強いところ
です。

また、働き方改革の一
環として昨年6月に労働
基準法が改正されたこと
で、今年の4月1日から
月45時間・年360時間を超
える時間外労働は原則違
法となりました。もっと
も、運輸業等については
2024年3月31日まで
この規制の適用が猶予さ
れ、それ以降も基準を緩
和したかたちでの適用が
予定されています。しか
し、平成30年版過労死等
防止対策白書によれば、
運輸業で「過労死ライン」
を超えて働く労働者の割
合は全業種中トップの
17.7%で、長時間労働
が特に深刻です。「コン
ビニで弁当を買ったり、
スーパーで野菜を買った
りする私たちの経済活動
は、……長時間労働や過
労死といった他者の犠牲
のうえに成り立ってい
る」(首藤若菜「物流危
機は終わらない―暮ら
しを支える労働のゆく
え」(岩波書店、201
8年)25頁)のであり、
今回の改正はそれを部分
的にではあれ容認するも
のともいえるのです。

職場でのハラスメント
も深刻です。労働局等に
寄せられる年間約25万件
の相談のうち「いじめ・
嫌がらせ」に関するもの
は23.6%で、2位以下
を大きく引き離して1位
となっております(厚生労働省「平成29年度個別労働
紛争解決制度の施行状
況」)。その背景として企
業間競争の激化や成果主
義、非正規労働者の増加
等が指摘されますが、根
底には企業の利益や上司
の成果を労働者の尊厳に
優先させる発想があるで
しょう。厚生労働省に設
置された「職場のいじめ・
嫌がらせ問題に関する円
卓会議ワーキング・グ
ループ」の報告書は、そ
の末尾でこうした発想の
問題性を厳しく糾弾して
います。すなわち、「全
ての社員が家に帰れば自
慢の娘であり、息子であ
り、尊敬されるべきお父
さんであり、お母さんだ。
そんな人々を職場のハ
ラスメントなんかでうつ
に至らしめたり苦しめたり
していいわけがないだ
ろう」と。

経済的利益と個人の尊厳
以上、経済的利益が労働
者の生存や尊厳に優先
されていると思われる事
例を見てきました。もち
ろん、経済的利益の追求
それ自体は悪いことでは
なく、それどころか社会
が存続し人々が幸福に暮
らしていくために不可欠
とさえいえます。しかし、
他者を対等な人格として
尊重せず、個人の尊厳を
否定するところに健全で
豊かな社会が存在しえな
いこともまた明らかで
しょう。

自分が日常生活で快適
さや便り、楽しさを享
受している背景に、それ
らを支える労働者やその
家族の累々たる犠牲が厳
然として存在することに
無自覚ではないか。大漁
という成果に目を奪われ
るあまり、何万もの鰯が
その犠牲となり、浜から
は見えない海の中でその
犠牲を嘆き悲しむ多くの
家族や友人がいることを
忘れてはいないか。折に
触れて考えてみてください
。そして、この問題を
考えるきっかけとして、
労働法の講義を受講して
いただければ幸いです
(最後に宣伝でした)。

「思いやり」と聞いて
多くの人は良い言葉と無
批判に思うだろう。しか
し、著者は、「思いやり」が自
分本位、エゴイズムの変形
と指摘する。たとえば、他
人の痛みを理解しようと
する思いやりは「自己の
痛みの拡大形態」として他
人の痛みをわかって」とい
う。図式になりやすいとい
う。多くの場合、「思いやり」
はそういう自分発信のもの
である。他人は自分の延長

線上に在るわけではなく、
自分とは異質な存在であ
る。そのため、自分にと
つての「思いやり」が他人
にとっては、「いやがらせ」
に思えることだってある。
このことを「思いやりの暴
力」と著者はいう。この指
摘を聞くと、なにか背筋に
水をあてられたようにひや
りとする。私自身も他人
に対して思いやりをもって
接しているとき、自分本位
の心がどこかにあるかもし
れないと心臓の鼓動が激し
くなった。そうすると、著
者は本来なら目を背けた
くなるような人間の醜い部
分にあえて焦点をあてて
論じていることになる。そ
の厳しい指摘は、一見物事
を二ヒリズムに捉えてすべ
てを突き放したように感

法のことば

生まれたことは ありがたい
生きることも ありがたい
法聞くことも ありがたい
仏陀の出世も ありがたい

(ダンマパダ)一八二、「京女聖典」
一〇八頁

最古層の経典とされる『ダンマパダ』の一詩節です。上に示した京女聖典の訳文では、「ありがたい」という言葉が繰り返されています。みなさんは、何がそんなにありがたいのだろうと訝しく思うかもしれません。
「ありがたい」という日本語は、感謝の意を表明する言葉ですが、その原意は「有難い」、すなわち「あることが難しい」ということです。パーリ語の原文でも、ここで用いられた *Kiccha* という語の意味は、「得ることが難しい」というものです。
人として生まれ、育てられて、そして大学に入学して友人と出会い、共に学ぶこと、これは「当たり前」のことではありません。多くの人たちが、物事に支えられてきて、いまの自分があるのだということを思い起こしてみてください。
(藤井 隆道)

お知らせ

* 新入生本願寺参拝 *

新入生全員が西本願寺に集い、入学の喜びと大学生活への新たな決意を誓います。

日時 平成31年4月5日(金)
11:00~11:40
《10:40集合厳守》

場所 西本願寺 御影堂

* 聖典、お念珠をもってきてください。
* 当日は堀川七条にプリンセスライ
ンバスが臨時停車します。詳しくは新入生オリエンテーション日程表
(裏面)を確認してください。



* 花まつり(灌仏会) *

4月8日は仏教の開祖、釈尊(ゴータマ・シッダルタ)のお誕生日です。その日を「花まつり」(灌仏会)としてお祝いします。みなさんも甘茶をかけて一緒にお祝いしませんか? お祝いの甘茶あめを差し上げます。

日時 平成31年4月8日(月)
9:00~16:30

場所 A校舎正面玄関前、図書館「交流の床」1階ホール前・2階カフェ前

12:25から図書館「交流の床」
2階カフェ前にて雅楽部による
お祝いの演奏を行います。



シリーズ 智慧の蔵 ②

『「思いやり」という暴力』

本書は、「対話」のない
社会―思いやりと優しさ
が圧殺するもの―を加筆・
訂正して改題されたもので
ある。言葉の使い方が難し
いところもあるが、著者自
身の体験や有名な文学
作品などの事例を通して
語っているのが、支障なく
理解できるところもある。
全体として、普段何気な
く考えているもの、またた
とえようのないモヤモヤと
した気持ちを抱くものに
鋭く切り込んでいる。たと
えば世間的に無批判にいい
とされること、不特定多数
に向けられて発信されてい
る、いわゆる「いいこと」
が書かれている広告・宣伝
や、何気なく聞くととも
魅力的に思えてしまう甘い
言葉を問題にする。いささ

か過剰に反応して穿ちず
ぎなところもあるように思
えるが、本書で指摘される
内容は非常に示唆に富ん
でいる。
特にタイトルにもある
「思いやり」について考察
された四章、五章を読むと、
自分の見識の狭さを思い知
る。「思いやり」と聞いて
多くの人は良い言葉と無
批判に思うだろう。しか
し、著者は、「思いやり」が自
分本位、エゴイズムの変形
と指摘する。たとえば、他
人の痛みを理解しようと
する思いやりは「自己の
痛みの拡大形態」として他
人の痛みをわかって」とい
う。図式になりやすいとい
う。多くの場合、「思いやり」
はそういう自分発信のもの
である。他人は自分の延長

線上に在るわけではなく、
自分とは異質な存在であ
る。そのため、自分にと
つての「思いやり」が他人
にとっては、「いやがらせ」
に思えることだってある。
このことを「思いやりの暴
力」と著者はいう。この指
摘を聞くと、なにか背筋に
水をあてられたようにひや
りとする。私自身も他人
に対して思いやりをもって
接しているとき、自分本位
の心がどこかにあるかもし
れないと心臓の鼓動が激し
くなった。そうすると、著
者は本来なら目を背けた
くなるような人間の醜い部
分にあえて焦点をあてて
論じていることになる。そ
の厳しい指摘は、一見物事
を二ヒリズムに捉えてすべ
てを突き放したように感



(野村 淳爾)